(販売企業)

【キャッシュレス決済の「加盟店手数料補助」の仕訳例】

国が負担する加盟店手数料の1/3相当額は、決済事業者(クレジット会社等)を通じて加盟店(販売企業)に 補助されます。 手数料補助のタイミングに応じて、仕訳例を紹介します。

● <u>加盟店手数料(¥3,300)の支払いとは別に</u>、手数料の 1/3 (¥1,100)の補助金が預金口座に 入金された際の仕訳例

【販売】

売掛金	110,000	売上	[課売上]	110,000	
			10%	(10,000	

【決算事業者からの入金】

普通預金	106,700	売掛金	110,000
支払手数料	3,300		

【決算事業者からの入金(手数料補助分)】

普通預金	1,100	雑収入	1,100

加盟店手数料の補助分の ¥1,100 を

「雑収入(消費税は不課税)」で計上します。

● 決算事業者からの入金時に、支払う加盟店手数料(¥3,300)のうち <u>1/3 (¥1,100)の補助分が</u> **予め補填されて**、預金口座に入金された際の仕訳例

【販売】

売掛金	110,000	売上	[課売上]		110,000
			10%	(10,000

【決算事業者からの入金】

普通預金	107,800	売掛金	110,000
支払手数料	3,300	雑収入	1,100

加盟店手数料の補助分 ¥1,100 を

「**雑収入(消費税は不課税**)」で計上します。 補助分が補填されて入金されます。